



# 鳥取県公報

平成 22 年 4 月 16 日 (金)  
第 8 1 8 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙において 選挙すべき委員の数 (239) (景観まちづくり課) . . . . . 2 特定計量器の定期検査の実施 (240) (くらしの安心推進課) . . . . . 2 基本測量の実施 (241) (技術企画課) . . . . . 2 県道の区域の変更 (242) (道路企画課) . . . . . 3 県道の供用の開始 (243) (〃) . . . . . 3 土地改良区の役員の就退任 (3 件) (244~246) (中部総合事務所農林局) . . . . . 4 土地改良区の役員の就退任 (247) (西部総合事務所農林局) . . . . . 5
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (景観まちづくり課) . . . . . 6 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 7
◇ 正 誤	平成 22 年 3 月 23 日付鳥取県条例第 30 号中訂正 . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第239号

平成22年5月30日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなく、当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により告示する。

平成22年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行地区内の宅地の所有者が選挙すべき委員の数 8人
- 2 施行地区内の宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 なし

## 鳥取県告示第240号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡 湯梨浜町	平成22年5月17日(月)	午後1時から 午後3時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊1204-1 湯梨浜町中央公民館泊分館
〃	平成22年5月18日(火)	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷支所
〃	平成22年5月20日(木)	〃	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール
東伯郡 三朝町	平成22年5月21日(金)	〃	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール
東伯郡	平成22年5月28日(金)	〃	倉吉市広栄町900-17 鳥取県計量センター倉吉検査場
〃	平成22年6月1日(火)から 同月30日(水)までの日(日 曜日及び土曜日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

## 鳥取県告示第241号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業期間 平成22年3月26日から同年10月29日まで
- 3 作業地域 鳥取市

**鳥取県告示第242号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年4月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
尾高淀江線	変更前	米子市淀江町平岡字中駄渡 729-2 地先から同字 724 地先まで	11.0~25.9	123.0
	変更後	米子市淀江町平岡字中駄渡 729-2 地先から同字 724 地先まで	11.0~25.9	123.0
		米子市淀江町平岡字中駄渡 729-2 地先から同字 724 地先まで	7.0~7.1	79.0
米子岸本線	変更前	西伯郡伯耆町坂長字笛代通 2588 地先から同町坂長字上南原 990-2 地先まで	6.0~75.3	96.0
	変更後	西伯郡伯耆町坂長字笛代通 2588 地先から同町坂長字上南原 990-2 地先まで	6.0~75.3	96.0
		西伯郡伯耆町坂長字笛代通 2588 地先から同町坂長字上南原 990-2 地先まで	5.3~7.7	87.0

**鳥取県告示第243号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年4月16日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
尾高淀江線	米子市淀江町平岡字中駄渡 729-2 地先から同字 724 地先まで	平成22年4月16日

米子岸本線	西伯郡伯耆町坂長字笛代通 2588 地先から同町坂長字上南原 990-2 地先まで	〃
-------	--	---

**鳥取県告示第244号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年4月16日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 高岡和美 倉吉市国分寺253  
〃 牧田末広 倉吉市福光584-6  
〃 岸本達 倉吉市国分寺236  
〃 早田博之 倉吉市横田698  
〃 福永幸人 倉吉市福光624  
監事 小谷禮次郎 倉吉市国分寺294  
〃 前田浩登 倉吉市福光565-2

平成22年3月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 高岡和美 倉吉市国分寺253  
〃 河本和美 倉吉市福光419-4  
〃 岸本達 倉吉市国分寺236  
〃 小谷英人 倉吉市国分寺314  
〃 早田博之 倉吉市横田698  
〃 大下繁樹 倉吉市福光582  
〃 伊藤研 倉吉市福光256-3  
〃 矢城良太郎 倉吉市横田693  
監事 前田浩登 倉吉市福光565-2  
〃 松本孝幸 倉吉市国分寺240

平成22年4月1日就任 任期3年

**鳥取県告示第245号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年4月16日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 中川幸信 東伯郡北栄町西園1103

平成22年2月23日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 穠 山 敬 仁 東伯郡北栄町西園1073-1  
平成22年4月4日就任 任期 平成25年3月29日まで

#### 鳥取県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年4月16日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

監 事 上 田 新 一 倉吉市福守町189-16  
" 入 澤 須賀雄 倉吉市耳616  
" 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008  
" 畑 中 保 近 倉吉市不入岡266  
平成22年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 上 田 新 一 倉吉市福守町189-16  
" 入 澤 須賀雄 倉吉市耳616  
" 山 脇 将 暉 倉吉市不入岡264-1  
" 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008  
平成22年4月5日就任 任期3年

#### 鳥取県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年4月16日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事 小 山 貞 彦 米子市浦津245  
" 北 嶋 實 米子市熊党179-2  
" 山 本 清 次 米子市下新印80  
" 田 辺 雄 一 米子市古豊千606  
" 吉 川 隼 躬 米子市一部395-1  
" 松 本 正 繁 西伯郡日吉津村大字富吉1070  
" 林 順 一 西伯郡日吉津村大字日吉津654  
" 奥 本 将 雄 米子市上新印234-3  
" 松 永 衆 雄 米子市二本木1159

〃	藤 山 俊 郎	米子市赤井手229
〃	田 仲 定 雄	米子市東八幡253-3
〃	田 嶋 正 躬	米子市古豊千32
〃	山 田 洋	西伯郡伯耆町吉長312
〃	大 山 弘 光	米子市二本木398
〃	坪 内 直	西伯郡日吉津村大字日吉津313-3
〃	大 谷 正 明	米子市河岡678
〃	能登路 幸 輝	米子市蚊屋125
〃	加 川 賢 明	西伯郡伯耆町遠藤102
監 事	藤 山 陽	西伯郡日吉津村大字日吉津1512-2
〃	後 藤 正 明	米子市尾高1713
〃	高 塚 昌 巳	米子市吉岡13

平成22年4月4日退任

## 就任した役員の名及び住所

理 事	田 辺 雄 一	米子市古豊千606
〃	奥 本 将 雄	米子市上新印234-3
〃	北 嶋 實	米子市熊党179-2
〃	能登路 幸 輝	米子市蚊屋125
〃	加 川 賢 明	西伯郡伯耆町遠藤102
〃	井 田 功	米子市尾高1128-3
〃	大 谷 正 明	米子市河岡678
〃	長 川 寛	米子市淀江町佐陀160
〃	小 山 貞 彦	米子市浦津245
〃	柳 谷 一 夫	米子市下新印432
〃	藤 井 康 司	米子市赤井手400
〃	山 田 洋	西伯郡伯耆町吉長312
〃	大 山 弘 光	米子市二本木398
〃	斉 下 博 三	西伯郡日吉津村大字日吉津729
〃	稲 葉 収 彦	西伯郡日吉津村大字富吉1115
〃	福 井 修	米子市古豊千865
〃	小 原 光 正	米子市一部12
〃	藤 山 辨 明	西伯郡日吉津村大字日吉津59-2
監 事	田 仲 定 雄	米子市東八幡253-3
〃	塚 本 将 雄	米子市蚊屋47
〃	勝 部 健 一	西伯郡伯耆町遠藤13

平成22年4月5日就任 任期4年

---

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年 4 月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画道路 3・5・19号八屋福庭線
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成22年 4 月16日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 講習の種別及び受講対象者
  - (1) 初心者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
  - (2) 経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。  
ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者  
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成 22 年 5 月 10 日 午前 10 時から午後 3 時 30 分まで	米子市上福原 1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習	平成 22 年 5 月 19 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者
初心者講習	平成 22 年 5 月 27 日 午前 10 時から午後 3 時 30 分まで	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部 1 階第 1 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
  - (1) 講習時間  
ア 初心者講習 4 時間 30 分  
イ 経験者講習 3 時間
  - (2) 講習課目  
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令  
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査  
初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。
- 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

### (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800 円
- イ 経験者講習 3,000 円

### (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑

---

# 正 誤

平成22年3月23日公布の鳥取県条例第30号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 26

行 下から14

誤 （平成22年法律第 号。以下「改正法」という。）

正 （平成22年法律第4号。以下「改正法」という。）

頁 27

行 下から20及び21

誤 （平成22年法律第 号。以下「所得税法等改正法」という。）

正 （平成22年法律第6号。以下「所得税法等改正法」という。）

頁 28

欄 右欄

行 11から13まで

誤 （平成22年鳥取県条例第 号。以下「平成22年改正条例」という。）

正 （平成22年鳥取県条例第30号。以下「平成22年改正条例」という。）